

令和4年度第6回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年9月9日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時52分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩指 久	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	出席			
議事録署名委員	3番	糸田 雅樹		4番	岩指 久	
出席吏員	事務局長 藤原 宰 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	非農地証明書の交付について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
報告事項	(1) 使用貸借の合意解約について (2) 各地区の遊休農地パトロール実施日等の確定について
その他	(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選内容の確認について (2) 利用権設定の更新について (3) 令和4年度第7回南部町農業委員会総会日程

	<p>土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m²のうち m² 合計：田1筆 m² 契約種別：所有権移転 売買 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：一般住宅 駐車場 譲渡人： 譲受人： この申請地は から半径 300m以内にある農地であるため、農地区分は第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。 売買価格は、10a あたり 円、全体で 円と聞いています。</p> <p>番号4 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m²のうち m² 合計：田1筆 m² 契約種別：所有権移転 売買 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：一般住宅（庭）多目的スペース（芝生） 譲渡人： 譲受人： この申請地は から半径 300m以内にある農地であるため、農地区分は第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。 売買価格は、10a あたり 円、全体で 円と聞いています。</p>
議長	<p>現地調査報告を市川職務代理よりお願いします。</p>
市川委員	<p>本日、午前9時から、恩田会長、私、糸田委員、田邊委員、庄倉委員、井上委員、亀尾委員、井田委員、頼田委員、吉次委員、潮局長補佐の合計11名で現地調査を行いました。</p> <p>1番ですが、場所は現地調査資料の1ページに丸で囲ってある所です。両側を宅地に囲まれた集落の中にあります。現況は畑で、ネギ、オクラなどが植えてありました。3ページの土地利用計画図をご覧ください。北側は です。上側の緑線には既にブロックで塀がしてあります。高低差のない平坦な土地です。4ページの排水計画図をご覧くださいと、雨水等の排水が示されています。側に水路が流れています。そこに雨水を流すと言う事です。下水は赤字で示されています。に水道、下水道が通っていますので、公共下水を利用すると言う事です。小さい畑ですので土木関係等は特にありません。</p> <p>2番目についてですが、6ページに位置図が付いています。右側の少し大きい道路が になりまして、右上を行くと になります。周りは畑で、申請地も自己保全の状態でした。利用計画図が8ページに付いています。4段に段が付いて分かれています。ここにパネルを設置すると言う事です。青線にはフェンスを作られるそうです。緑の二重線は土塁壁になります。9ページの排水は、上側の既存の水路に流れます。少し雨が降っても土塁で止まる設計です。高低については10ページの断面図を見ていただければどのような傾斜になっているか分かると思います。</p> <p>3番についてですが、位置図が12ページです。 の南側になります。以前に宅地転用をした所に挟まれています。自己保全されている農地です。土地の利用計画が14ページにございます。赤線で囲ってあるのが申請地です。15ページの排水計画は、青線が雨水で の所に側溝を付けて、そこから水を流し既存の水路に流すと言う事です。現在は小さい水路がありますが、地下で</p>

	<p>大きいパイプで流すと言う事です。赤線は下水で、合併処理浄化槽を設置する計画です。側にL型擁壁を設置されます。</p> <p>4番ですが、3番と同じ申請者です。住宅ではなく多目的スペースとしての申請です。㎡を2分割して使われると言う事です。</p> <p>以上、全ての申請地について、現地調査に於いて異論もなく許可妥当と判断しました。</p>
議長	議案第1号について質疑を受けます。
田邊委員	<p>番号3と4について質問します。私も現地を見ました。現況が畑になっています。田んぼから畑にされて、そのままになっているようですが、どう見ても田にしか見えませんでした。</p> <p>また、一般住宅の転用の場合は500㎡までとなっているはずですが、3番と4番を合わせると㎡になります。この2点について説明をお願いします。</p>
局長補佐	<p>地目についてですが、稲作は随分前よりされていないそうです。事務局では、形状としては畑と判断させていただきました。</p> <p>面積については、500㎡までが一般住宅の要件でございますので、今回の申請は㎡とオーバーしておりました。事務局と執行部の方とも協議しまして、㎡と㎡に切り分けましたが、㎡を残しても農地としての使い道は難しいという事もありましたので、執行部の方とも協議しながら進めて、今回の申請となりました。</p>
議長	<p>補足をします。一般住宅は500㎡までですので㎡残ります。鳥取県農業会議でも、特に墓地などの転用でそのようなことが多く上がってきます。形状的に残しておいても使い勝手が悪いなどの場合は、各農業委員会の判断で許認可出来ると言う事で、農業会議でも認められています。</p> <p>地目についてですが、本日現地確認をしまして、保全管理の状態ではなく、荒廃地に近いと感じました。事務局なり、農業委員さんから所有者の方に指導をしなくてはいけないと思いました。の委員さんから何か補足がございませうか。</p>
糸田委員	申請地の両隣も以前に転用申請されて、この農地が残っている状態です。草刈り等の保全管理はされていまして。私も確認しています。今日現地を見まして、雨が続いた中で、確かに草が生えて厳しい状態であると感じました。転用をされるまでは、きちんと管理していただくように草刈り等の指導をしたいと思います。
議長	今後の指導につきまして、よろしくをお願いします。田邊委員よろしいですか。
田邊委員	分かりました。
庄倉委員	番号1の売買価格がとても高く感じます。特別に場所が良いとか理由があるのでしょうか。
議長	市川職務代理分かりますか。
市川職務代理	転用の目的が宅地です。住宅地の中にあり、下水、水道も整っていて、農地としての価格ではなく宅地価格としてこの金額になったのではないかと思います。不動産屋さんが仲介に入っておられると思いますので、その点でも高くなっていると思います。
庄倉委員	分かりました。
議長	他にございませうか、ご異議ございませうか。
一同	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議長	議案第2号『非農地証明書の交付について』上程致します。提案者より説明

議案第2号 非農地証明書 の交付に ついて		を求めます。
	局長	下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。詳細につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【議案第1号朗読及び説明（議案書4頁）】</p> 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：宅地 m ² 申請人： 付農地転用現況確認書により農地法施行規則第29条第1号に規定する2アール未満の農業用施設用地として、現況確認の証明がされており、宅地の状態で現在に至ります。 補足します。令和4年3月31日付の農林水産省通知により、農地法施行規則第29条第1号に規定する2アール未満の農業用施設用地については農地転用の制限の例外に該当し、農地転用許可は不要であり、添付書類は簡素化されています。また、農業用施設用地に転用後は農地法上の農地ではなくなるため、非農地証明の20年以上の経過要件は不要となっています。
	議長	議案第2号について質疑を受けます。 議案第1号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第2号『非農地証明書の交付について』は、議決、承認されました。	
議案第3号 農用地利用 集積計画案 の決定につ いて	議長	議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読（議案書6～8頁）】</p> 整理番号 88番～89番 設定を受ける者： 2名 設定をする者： 2名 設定をする土地： 2筆 計3,868 m ² 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。
	議長	議案第3号につきまして質疑受けます。
	田邊委員	89番の さんは 歳で、存続期間が10年になっています。後継者などはおられますか。
	局長補佐	さんには申請の際に今後も農業を続けられるご意思があることを確認しています。また、世帯員が 名で、後継者として 歳の息子さんがおられ、その方の奥さんと子供さんも手伝わられることも確認しています。
	田邊委員	分かりました。
	遠藤委員	88番の開始日が来年の4月1日からになっています。春まで待たれる訳が何かあるのですか。
	局長補佐	借人の さんは、近年まで他に仕事をもちながら農業をされていました。今後は農業を中心にされるそうです。申請地の隣地は さんが所有者で耕作をされています。 さんが一緒に耕作をした方が水の管理などの効率が良いと言う事で、話し合われて今回の申請に至ったそうです。半年も先の

		事ですが、話し合っただけで決めたことなので、早めにきちんとしておきたいと言う事でした。農業会議にも問題はないことを確認しています。
	市川職務代理	補足をします。後の合意解約で出てきますが、この農地は、現在はさんが借りて耕作をされています。この話を聞いてすぐに現地を確認しましたが、作付けをされていて、ケタの草刈りもきれいにしてありました。所有者さん、現在の耕作者さん、さんの3名で話し合われて、来年の3月31まではさんがきちんと管理をする、その後はさんが耕作をすると決められたそうです。私も早すぎるのではないか気になりましたが、さんはしっかりした何事も早めにされる方ですので、事務局とも相談して、農業会議にも問題がないことを確認してもらい今回の申請になりました。
	遠藤委員	分かりました。
	議長	議案第3号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』は原案どおり議決、承認されました。
議案第4号 非農地判断に係る特別委員会の結果について	議長	議案第4号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	非農地判断に係る特別委員会の結果について、承認を求めます。
	議長	井田委員より現地調査報告をお願いします。
	井田委員	本日、議案第1号で報告のありました同じメンバーで現地確認をしました。場所は、との間に入って、からの方に上がると堤があり、その向かい側になります。山林化していて農地に戻すのは無理であると判断しました。は、をに下がった家の間になります。原野化しており、ここも農地に戻すのは無理であると判断しました。
	議長	質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第4号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』は原案どおり議決、承認されました。
5. 報告事項 (1) 使用貸借の合意解約について	議長	5. 報告事項『(1) 使用貸借の合意解約について』説明をお願いします。
	局長補佐	【『(1) 使用貸借の合意解約について』朗読（議案書10頁）】 先ほどの利用権設定に関わるものです。
	議長	質疑を受けます。 無いようですので、合意解約につて報告を終わります。
(2) 各地区の遊休農地パトロール実施日等の確定について	議長	『(2) 各地区の遊休農地パトロール実施日等の確定について』説明をお願いします。
	局長補佐	議案書と一緒に資料2を配っておりましたが、台風の影響で地区の日程が変更になりましたので、本日お配りしています変更後の資料で説明をさせていただきます。（資料2 各地区の日程・集合時間・集合場所等朗読）農地パトロールの出発式は台風のため中止となりました。
	議長	本年度は、このような予定で行いますので皆様よろしくお願いいいたします。
6. その他 (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選内容の確認について	議長	6. その他、『(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選内容の確認について説明をお願いします。』
	局長補佐	資料3をご覧ください。先月の総会では来年の7月20日までのスケジュールをお示ししました。今月は改選内容について、全国農業会議所のQ&Aよりまとめた資料で、概略になりますが説明させていただきます。 (資料に基づき説明)
	議長	皆様より何かお聞きになりたいことはございませんか。無いようですので次に

て		移ります
(2) 利用権 設定の更新 について	議長	『(2) 利用権設定の更新について』説明をお願いします。
	局長補佐	資料4になります。昨年の9月の総会でもお願いしています。変更はほとんどありません。 (資料に基づき説明)
	議長	質問等ございませんか。
	市川職務代理	地区は今回はありませんか。
	事務員	はい。
	糸田委員	担当委員は、農業委員と推進委員で分ければ良いと言う事ですか。
	事務員	はい。
	議長	説明を聞かれてもケースバイケースで色々と事情があると思います。特に相続に関係することは分かりにくいと思いますので、随時事務局に相談してください。
令和4年度第 7回農業委員 会総会の日程 について	議長	令和4年度第7回南部町農業委員会総会は、令和4年10月7日(金)に開催します。
その他	議長	他に皆様よりございませんか。
	局長補佐	= 省略 =
8. 閉会	議長	これにて、令和4年度第6回南部町農業委員会総会を閉会致します。